

社会保障・税番号（マイナンバー）制度のお知らせ

「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」の導入に伴い、平成27年10月以降、市区町村から住民票を有する国民の皆さま一人一人にマイナンバーによる「通知カード」が順次通知されます。

健康保険組合においては平成29年1月より、マイナンバーを利用して事務を行うこととなりますが、事業主様は当組合に提出いただく各種届出書等に被保険者や被扶養者のマイナンバーを記入して届出をいただくこととなります。

具体の事務手続き等につきましては決定次第、改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

詳しくお知りになりたい方は[こちら](#)をご覧ください。

また、マイナンバー制度全般に係る詳細は[こちら](#)

（内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ）をご覧ください。